

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年 11 月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200157号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200012号

第1 結論

請求期間のうち平成6年4月から平成7年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年1月から平成7年3月まで

昭和61年3月以前は収入がない又は少なかったため納付できなかったが、商売がだんだんうまくいくようになったため昭和61年4月より国民年金保険料を納付するようになった。平成7年4月以降も納付した記録となっており、請求期間の7年強だけ保険料を納めた記録がないというのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成6年4月から平成7年3月までの期間については、請求者のA村(現在は、B市)に係る国民年金被保険者名簿により、国民年金保険料の納付記録が確認できることから、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間のうち昭和63年1月から平成6年3月までの期間(以下「当該請求期間」という。)については、戸籍等の資料により、請求者は、C市(昭和63年1月から平成元年5月頃まで)、D市(平成元年5月頃から平成4年9月頃まで)及びE市(平成4年9月頃から平成6年3月まで)の3市において、住民登録をしていたと考えられるところ、各自治体において、請求者に係る国民年金保険料の納付の記録を管理していた帳簿(C市においては「国民年金収納簿」、D市及びE市においては「国民年金被保険者名簿」)からは、請求者が国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

また、転入先のD市及びE市の国民年金被保険者名簿においては、請求期間の直前の昭和62年12月以前にF市において納付された国民年金の納付記録(昭和61年4月から昭和62年12月まで)及び申請免除の記録(昭和60年4月から昭和61年3月まで)が引き継がれ記録され

ていることが確認できるものの、当該請求期間に係る各自治体における納付記録は見当たらず、当該請求期間について国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索及び年金手帳の記録から、請求者に「＊」とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、C市、D市及びE市からは、請求者が当該請求期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる資料及び回答を得ることはできない。

なお、請求者は既に請求期間当時から長い年月を経ているため納付先金融機関について記憶しておらず、具体的な納付先金融機関を特定することはできないものの、複数の金融機関で納付していたと思う旨陳述していることから、請求者が請求期間当時に金融機関の口座を持っていたとするG銀行H支店及びI銀行J支店に照会したが、両銀行ともに請求期間当時の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が当該請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が当該請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が当該請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200213号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200060号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月13日の標準賞与額を21万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年12月

A社に勤務していた際に、賞与は年に2回支給され、その賞与から厚生年金保険料が控除されていた。年金事務所からの連絡により、請求期間の賞与記録が誤っていることを知ったので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管していた請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、A社の事務担当者の陳述及び同社における他の被保険者の請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、同社から平成23年12月13日に21万7,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年9月6日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年12月13日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。